

## 下水道使用料と水道使用料が変わります

令和元年10月から消費税が10%に上がるのに合わせ、下水道と水道使用料が変わります。

下水道による汚水処理については、年々処理量が増加する一方、少子高齢化社会による人口減少が予測され、すでに1人当たりにかかる費用も増加してきています。今の使用料では、近い将来、施設の維持管理費を賄えない事態となることから、消費税増税分に加え、将来世代への負担軽減に配慮した使用料の改定を行いました。

◀改定後のひと月の使用料具体例▶



### ● 下水道及び浄化槽のひと月当たり使用料と値上げ額

区分	事 例	現在の使用料	新しい使用料	値上げ額	値上げ単価
下水道世帯	<u>2人世帯の</u> 下水道使用料金	2,592円	2,970円	378円	189円/人
	<u>4人世帯の</u> 下水道使用料金	4,104円	4,730円	626円	157円/人
事業所	<u>従業員5人の</u> 事業所の下水道使用料	2,808円	3,135円	327円	65円/人
	<u>使用水量40m<sup>3</sup>の</u> 事業所の下水道使用料	6,804円	7,260円	456円	114円/10m <sup>3</sup>
公民館	<u>60世帯集落の</u> 公民館の下水道使用料	2,160円	2,420円	260円	-
浄化槽世帯 (10人槽未満)	<u>3人世帯の</u> 浄化槽使用料	2,592円	3,080円	488円	163円/人
	<u>6人世帯の</u> 浄化槽使用料	4,860円	5,720円	860円	143円/人
浄化槽 世帯・事業所	<u>10人槽設置の</u> 浄化槽使用料	7,128円	7,810円	682円	-

### ● 専用水道及び簡易水道のひと月当たり料金と値上げ額

区分	事 例	現在の水道料金	新しい水道料金	値上げ額	値上げ単価
世帯・事業所	<u>使用水量20m<sup>3</sup>の</u> 専用水道及び簡易水道料金	2,180円	2,775円	595円	298円/10m <sup>3</sup>
	<u>使用水量30m<sup>3</sup>の</u> 専用水道及び簡易水道料金	3,180円	4,175円	995円	332円/10m <sup>3</sup>